

飯塚市社会教育委員の公募要項

- 1 目的 飯塚市教育委員会では、広く市民の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の一部を公募します。
- 2 委員の名称等
 - (1) 委員の名称 飯塚市社会教育委員（飯塚市社会教育委員条例第1条）
 - (2) 公募数 2人以内（1人以上は女性とします。）
 - (3) 委員の任期 任期は委嘱時（令和8年8月1日を予定）から2年とします。
- 3 公募方法等
 - (1) 資格要件 公募申込者の資格がある方は①～④に該当する方です。
 - ① 市内に居住する方。
 - ② 令和8年4月1日時点で年齢満18歳以上の方。
 - ③ 社会教育について知識、経験があり、関心と熱意のある方。
 - ④ 平日開催の社会教育委員の会会議（年3回）に出席できる方。ただし、次の各号のいずれかに該当する方を除きます。
 - ① 本市の議員及び職員（会計年度任用職員を含む）である方。
 - ② 委員を推薦する団体に所属する方（団体一覧別紙参照）
 - ③ 成年被後見人または被補佐人
 - ④ 禁固刑以上の刑に処せられ、その刑が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方。
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した方。
 - ⑥ 飯塚市の他の審議会等の委員に委嘱又は任命されている方。
 - (2) 公募の方法 市ホームページ・市報に募集記事を掲載します。
 - (3) 公募期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月19日（金）まで（当日必着）
- 4 応募、選考等
 - (1) 応募方法 必要事項を記載した応募申込書を郵送または持参により応募してください。
 - (2) 応募〆切 令和8年6月19日（金）まで（当日必着）
 - (3) 選考方法 応募多数の場合は別途選考を行います。
選考は、面接及び申し込みの際に提出された書類選考等により行います。
 - (4) 選考結果 選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
- 5 身分、報酬等
 - (1) 委員の身分 飯塚市特別職（非常勤）として委嘱します。
 - (2) 委員報酬 日額 5,900円
(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表)

(3) 費用弁償 日額 800円 (同条例第5条)

6 会議の開催 会議は、年3回程度開催の予定です。

7 主 管

飯塚市教育委員会教育部生涯学習課

【応募用紙の提出・問い合わせ先】

〒820-0041 飯塚市飯塚14番67号 イイヅカコミュニティセンター内
飯塚市教育委員会 生涯学習課 (生涯学習係)

電話：0948-22-3274

土日祝日を除く、月曜～金曜日 8時30分～17時15分